

西海市教育委員会（令和5年第5回定例会）会議録

期 日：令和5年5月23日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 高尾 晃

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、山下 崇

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

こども家庭課 課長 浅山 康成、課長補佐 上川 達弘

書記 係長 横尾 泰則、主任主事 小林 美輝

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第5回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第1回 西海市教頭会研修会

西海市文化協会総会

スポーツ推進委員会総会

校長会研修会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議

長崎県更生保護協会西海支部役員会
第73回”社会を明るくする運動”西海市推進委員会
第2回部長会
中学校体育祭
初任者研修 第1回西海市地区研修
中堅研西海ブロック実施運営委員会
第73回全国都市教育長協議会定期総会および研究大会 帯広大会
小学校運動会
教科書採択協議会

5. 議事

日程第1「議案第30号 幼保連携型認定こども園の廃止に係る意見の申出について」

○教育長

日程第1「議案第30号 幼保連携型認定こども園の廃止に係る意見の申出について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

西海市長が、幼保連携型認定こども園を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び西海市教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則の規定により、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申出ようとするものです。大島幼稚園と間瀬保育所の運営について、平成24年3月に出された西海市立保育所幼稚園民営化等検討委員会の答申に基づき、民間移譲と同時に幼保連携型認定こども園に移行する方針でした。しかしながら、民間移譲と同時に認定こども園に移行するのは環境の変化が大きく幼児への影響が懸念されたことと、幼児教育と保育の融合という新たな試みでもあり、職員の確保や運営について一定期間市が責任を持つ必要があること、とのことから当初の計画を一部変更し、施設を新築し令和3年4月に公立公営の幼保連携型認定こども園大島こども園として開設されております。廃止に係る意見聴取の必要。西海市立大島こども園は令和5年度末までは公立の幼保連携型認定こども園として保健福祉部こども家庭課が所管し、市直営で運営しています。令和6年4月1日からは、運営主体が社会福祉法人愛善会に移行し、公私連携幼保連携型認定こども園になる予定です。それに伴って、西海市立大島こども園は、令和6年4月1日をもって廃止する必要があるため、関係法規に基づいて教育委員会に対し廃止に関する意見を求められたということになります。令和6年度以降の運営について、令和6年度から令和9年度の4年間、運営が適正になされれば令和10年度からは社会福祉法人愛善会による完全民営化となる計画です。西海市立大島こども園の廃止時期ですが、先ほどから説明しておりますとおり令和6年4月1日ということになります。これより、補足的な説明、施設の概要等、そして団体の概要については保健福祉部から説明させてもらいたいと思います。

○保健福祉部次長

保健福祉部こども家庭課の浅山と申します。私のほうから引き続き今回の議案第30号

について説明させていただきます。まず公私連携の認定こども園という多少聞きなれない言葉が出てきておりますけれども、これは施設の建物や土地等を法人等に譲渡または貸付けを行い、法人が新たに認定こども園を設置し運営するものです。やり方としては指定管理制度によく似ておりますけれども、指定管理制度と違うところは、施設の設置者自体が法人となるところで、そのような理由で、今回この市認定こども園の廃止という手続が必要になってくるといったところでご理解いただければと思います。公私連携法人の募集については、昨年12月までを期限として募集を行い二つの法人から応募がっております。この二つの法人について、民間の委員からなる、施設民間移譲等検討委員会において選考していただき、2月9日にこの愛善会を第1順位とする答申が出されました。この答申に基づき、私たちのほうで交渉を重ねたところ、4月24日付けで仮協定が整いましたので今回この議案の提出に至っております。今回この議案が了承されれば、6月の定例市議会のほうに、正式にこの条例を提出することとなる予定としております。それでは大島こども園の施設、それから公私連携法人である候補者である愛善会について説明させていただきます。大島こども園の現状について簡単にまとめさせていただきます。建物は、延べ床面積945.75平米、令和3年に新しく設置された施設となっております。構造は木造の平屋建てで保育室や遊戯室、それから乳児室と必要な設備を備えております。現在の管理形態については、先ほど説明があったとおり市の直営で行っております、職員は27名ですが、そのうち正規職員は3名、残りは会計年度任用職員となっております。利用定員は85名をしておりますが、実際の利用子供の数としては、4月1日現在で70名となっております。施設の管理に係る収支についてはこちらに記載のとおりでございますが、年間約8,000万程度の予算がかかっているといったような状況になります。施設における実施事業についてですけれども、こちらのほうで教育や就学前の子供についての教育や保育を行っているほか、子育て支援事業等を行っているといったような状況になります。公私連携法人の候補者である、愛善会について簡単にまとめさせていただきます。所在地は諫早市の宇都町とあって、陸上競技場のすぐ近くになりますが、そちらのほうになります。代表者はこちらに書いてあるとおり、平成24年の3月に設立され、従業員数は現在49名といったところです。法人が運営している施設ですけれども、キッズスクール、認定こども園のほかですね。学童クラブ、それから療育施設を開設しております。主な施設である幼保連携型認定こども園、キッズスクール認定こども園については現在、定員が90名といったところになります。財政状況について、1番下の欄に掲載しておりますけれども、令和3年度、直近のものでいきますと、総収益が2億3,000万程度ですね。総費用も同じく2億2,000万程度と令和3年度の純損益が1,100万程度となっております。累積損益については7,700万程度といったような状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長

議案第30号の説明がありました。質疑はありますか。

○川南委員

お尋ねいたします。いよいよかっていう気持ちが伝わってきたんですが、私は幼児教育に長年携わってました。子供の教育に関してとって子供も教育も保育も多少大切なものと考えてます。公立で運営しているときは、やっぱり子供中心っていうか経営よ

りも、でも、いろいろこう認定こども園に移行した後の公立幼稚園が民間っていうことで移行したあとの、私たち公立幼稚園退職、幼稚園長会か何かで議題が上がることは、やっぱり民間に移譲したときに、経営が先に立ち、子供たちの発育っていうかそういうものに、ちょっと飛び越えたり、そぐわなかったりすることがたくさんあって先生方も戸惑ったりしてて、子供たちに対しても余り影響を覚えない園もあるということも聞いてます。それでももう少しあれですが、キッズスクールの経営理念というか、今私がこういうことを質問してもどうにもならないかと思いますが、そういうことは大事な子供たちを、引受けていただくにあたり気になるところですので、少し聞かせてもらえるんだったら安心するかなと思います。よろしくお願いします。

○保健福祉部次長

社会福祉法人愛善会の運営理念ですとか運営方針についてですけれども、運営理念については地域福祉の振興発展、継続的運営といったところが掲げられています。また運営方針については、児童憲章を遵守し保育指針を踏まえた保育の実施ということで、子供の最善の利益を考慮した保育運営、子供の家庭との緊密な連携、地域の子育て支援の推進、保育士の資質向上、職員の専門性を活用した事業展開と掲げられているところです。委員さんからご心配の声が上がったのも、もっともなことだと思いますので、私たちとしては法人のほうにそれぞれのもちろんその法人の考えで、幼児教育ですとか保育がなされているとそういったところは理解しますけれども、急激な変化を生まないように徐々に、もちろん変えないでくれとは言えないので、そこはそれぞれの理念のもとに基づいた教育保育がなされていると思いますので、それをただ急には変えないようにというような申入れをさせていただいているところです。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第1「議案第30号 幼保連携型認定こども園の廃止に係る意見の申出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年3月31日で、委員の任期が満了となったので、西海市結核対策委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日とするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第31号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第2「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校管理規則第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年6月1日から令和6年3月31日までとするものです。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第3「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年6月1日から令和6年3月31日までとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑ありませんか。

○川南委員

評価委員に関しては条例に、学校に4人以内とするっていうことになってるんですが、西彼中学校は5名になってるんですがそのところをちょっと理由を教えてくださいと思います。

○学校教育課長

西彼中学校の人数が確かに5名になっておまして、学校教育課のほうとしてはその点について確認をしていないところでごさいます。後ほどしっかりと確認をして、ご回答させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○教育長

後ほど回答ということでよろしいでしょうか。

○川南委員

はい。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

○北島委員

この後の35号にも関連してくるんですがその前の32号での学校評議員さんそれから地区学校評価委員会、それから運営協議会ということで今コミュニティ・スクールの導入の段階でいろいろと組織会議体みたいのところも複層しているところなのかなというふうに思いますが、今後のコミュニティ・スクール導入あたりの計画等について教えていただければと思っております。

○学校教育課長

今後のコミュニティ・スクールの導入計画についてご説明をさせていただきます。先ほど、議案の32号でありました3ページにあります。ときわ台小学校、西海東小学校、それから雪浦小学校、中学校ではこの3校がまだコミュニティ・スクールと認定はされてないのですが、今年度1年間置きまして、来年度からその準備期間に当たるということで、順を追ってコミュニティ・スクールに認定をしていくという流れを考えております。

○北島委員

順次ということですがそうしたときに今回の議案となっております評価委員会の立ち位置とか、今後の運営の仕方というのはどういうふうになっていくのでしょうか。全てが運営協議会を設置された後ということでしょうか。その辺のところを少しご説明いただければと思います。

○学校教育課長

今議案として上がって33号は地区学校評価委員会の委員ということで挙げられております。実際既にコミュニティ・スクールに指定されている学校においても、地区学校評価委員の委員さんは継続して任用がなされておまして、また、地区学校評価そのものの趣旨と、コミュニティ・スクールの趣旨がまた、それぞれこちらが異なるところがありますので、明言は私のほうでは出来ないのですが、地区学校評価委員としては、そのまま継続がなされてコミュニティ・スクールはコミュニティ・スクールでということで、委員さん方に入っていたいただいての運用となるのではないかなというふうに思っております。

○北島委員

制度のことですのでその運用についてはそれぞれ、その規定に基づいてされると思うんですがやはり地区側からするとやはり、人口減少の中でなり手がもう、こういった役どころのですね、なり手も少なくなってくるところで、コミュニティ・スクールの設置をきちんとかうやっていく中でこういった評価委員会みたいな、機能も新たに加わるようなことがあれば、重ねてというですね重複の委員さんも少なくなるでしょうし、運営としてもやりやすくなるのかなと効率化の部分も含めてですね。ですので、機能を保持維持しつつ、そうした新しいコミュニティ・スクール導入された後の全体的な体系というものも、考えられればいいかなと思いますので参考として、よろしく願いいたします。

○学校教育課長

実際学校のほうからも、そういった委員さんの選出については、苦慮する部分も声として上がってきてますので、今後貴重なご意見として、各学校とも情報共有を図りながら進めてまいりたいと思います。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第4「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第34号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第34号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年5月31日で委員の任期が満了となるので、西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則。第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間とするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第5「議案第34号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第35号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校、江島中学校及び平島小中学校）の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第35号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校、江島中学校及び平島小中学校）の委嘱について」

を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進めるため、西海市学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。なお、任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。西彼北小学校におきましては今年度からコミュニティ・スクールが導入されますので旧のところの氏名については斜線を引かさせていただいております。西海北小学校につきまし

ても、今年度新たにコミュニティ・スクールを設置します。大崎小学校になります。今年度より、コミュニティ・スクールを導入いたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

すいません私が分かってないのかもしれませんが、西海北小学校の3番目の寄合分区分ていうのは、寄船ではなくて寄合というのがあるんですね。

○教育次長

北島委員さんおっしゃるとおり寄船分区分てということですので、そのような形で訂正をお願いしたいと思います。合を船ですね。ありがとうございました。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第6「議案第35号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校、江島中学校及び平島小中学校）の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題いたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年3月31日で、公民館長等の任期が満了となった職員について、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第7条並びに西海市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第7「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第37号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第8「議案第37号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

当該審議会委員について任期途中での交代で欠員が生じたため、西海スポーツ推進審議会条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年6月1日から、前任者の在任期間である令和6年7月31日までとするものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第37号について説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第8「議案第37号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第38号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第9「西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年5月31日で委員の任期が満了となるので、西海市文化財保護審議会規則第2

条及び第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第38号について説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9「議案第38号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第39号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第10「議案第39号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

令和5年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市奨学資金貸付け基金条例第11条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第39号について説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第10「議案第39号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第40号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の制定について)」

○教育長

日程第11「議案第40号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

提案理由としては以上でございます。

○教育長

議案第40号について説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

この部活の地域移行に関する事で、先般県内の中学校だったでしょうか野球部で、バッティングゲージを直そうとして、それが倒れてけがをしたと。そのときに顧問の先生は学校のほうの会議に参加されて、当時その地域のコーチの方が見守る中での事故だったみたいですが結果的に、教員顧問の方が送検されたというようなことだったと思うんです。また、地域移行になればなる、またしっかりとその辺の事故に対するその責任の所在とかそういったところも議論されると思うんですが、やはり不可抗力とかそういったところもあると同時に全館注意義務といいますか、しっかりリスクを管理するという視点も重要で、非常にそのバランスっていうのが難しいところだと思いますけれども、実際の地域移行をされて引受けられる方々にとっても責任を持って、子供たちを預かりして安全に部活動を推進するという、そういった難しいテーマになってくると思うんですが、その辺のところも安全管理のところをぜひしっかりと仕組みの中に入れていただけるようにということで要望しておきます。

○武宮委員

お尋ねしたいんですが、この学校からの地域移行については期限が定められてたのではないかと思います、その辺の期限のことと、またそれに対してこの任期の人間というのが妥当なのかどうかということをお教えいただければと思います。

○社会教育課長

部活動の地域移行につきましては、国は令和7年度までに方向性をまとめて8年度から休日の部活動の完全移行をという方針で、昨年度の前半まではあったんですが、その後各地の実情に応じて、できるだけ速やかにという形で年限を定めないような方向になっております。その中で2年としましたのは、この2年の中で方向性を固めまして西海市が他の地域移行の方向性を決めまして、あとは社会教育課が主管になりますけれども、そういったところで事務を進めて移行に移っていくということで考えております。また状況が変わってきたりすることになりますと任期の延長といいますか、新たに委嘱をするという可能性もあると思いますが、まず2年間で議論していきたいというふうに思っております。

○教育長

他に質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第11「議案第40号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第41号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第12「議案第41号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

本規則第1条の参照先である西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例が平成24年12月に改正された際、条ずれに対応する規則改正がなされていなかったため、所要の改正を行うものです。なお、施行期日につきましては、公布の日から施行する予定となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第41号について説明がありましたが質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第12「議案第41号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第42号 西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第13「議案第42号 西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

離島振興法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、失効した西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱を新たに定めるものです。2ページからこの補助金交付要綱をまとめております。まず第1条が趣旨。市は、西海市崎戸町江島地区及び平島地区並びに大瀬戸町松島地区から本土、または他の離島の高等学校及び特別支援学校高等部へ通学する生徒の保護者の経済的負担軽減をするため、離島地区から本土または他の離島の高等学校へ進学する生徒の通学費に要する交通費、居住費、及び帰省費を負担している保護者に対し、予算の範囲内で同補助金を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則及びこの告示に定めるところによるとしております。この告示につきましては、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する予定です。また、この告示は、令和15年3月31日限りその効力を失うということで、離島振興法の有効期限に合わせるような形の規定をしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第42号について説明がありましたが質疑はございませんでしょうか。

○北島委員

2点なんですが一つは確認でその前の条例交付要綱の失効期限は令和5年3月31日ということだったのでしょうか。で、その上要綱の条文内容の変更はなかったでしょうかというのが一つ目の確認と、それから最近燃料高騰等で交通費等も今後10年とかなるとかなり高騰も考えられる可能性があるんですけども、そうしたときに物価の上昇に合わせた、この補助額の検証ということや変更ということも考慮されてるのかというところを教えてください。

○教育総務課長

まず1点目の前の補助金交付要綱につきましては、令和5年3月31日で失効するような形で制定をさせていただいておりました。今回の補助内容につきましては以前と変わらない内容をそのまま引き継いだ形で制定をさせていただいております。条文内容はそのまま引き継いだ形で制定をさせていただいております。それから交通燃料との分についてなんですけれども、今、本市で適用をしているところについての分が別表で言うところの居住費、民間アパート等々の下宿費に係る分が今のところ補助対象になってきていまして、あと、松島地区の方が本土部に通う部分についてはですね、市営船の定期券代だったり、その部分しかかからないような形になってきてますので、今のところその燃料の高騰等での影響はないために見直し等を行っていないところではあります。上限額等も見直し等があっておりませんので、本市としても現時点では見直しをせずにそのままの補助単価で適用させていただいたところです。

○北島委員

お聞きしたかったところはその期間が10年ということなんで、その物価上昇に合わせて見直しをされるような仕組みっていうのはあるのかなあというところでした。

○教育長

その点につきまして国の交付要綱等もありますので、そこで見直しができることがあれば、それに合わせて本市の補助金交付要綱のほうも見直しを検討していきたいと思っ

ております。

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第13「議案第42号 西海市離島高校生修学支援事業事業費補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第43号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第1号)」

○教育長

日程第14「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第1号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2項小学校費の2目教育振興費で、10万円の増額補正となっております。内容は、西海小学校教育振興費の増額になります。次に、3項中学校費、3目学校建設費ですが、4,700円で2万6,000円の増額補正となっております。大瀬戸中学校施設等整備事業の増額です。3ページに移っていただきまして、4項社会教育費、3目文化財保護費ですが、260万円で2,000円の増額となります。西彼杵半島石鍋製作遺跡、保護事業の増額です。次に5目文化施設管理費で、364万6,000円の増額となります。崎戸歴史民俗資料館改修事業の増額です。最後に、5項保健体育費、3目学校給食費ですが、1,000万円で40万1,000円の増額となります。電力・ガス・食料品等価格高騰支援事業(学校給食費)の増額となっております。今回の教育費の補正予算は、合計で6,377万9,000円の増額補正となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第43号について説明がありました質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第14「議案第43号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第15「報告第1号 令和4年度教育費補正予算（第11号）に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第15「報告第1号 令和4年度教育費補正予算（第11号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

令和4年度教育費補正予算第11号について、別紙のとおり臨時代理により処理したのでこれを報告し承認を求めるものです。1項教育総務費、2目事務局費ですが、これについては、増額補正が教育振興基金積立金、こども夢基金積立金の増額となります。ほか記載の内容については、全て減額補正になっております。教育費全体で申し上げると、1億3,892万8,000円の減額となっております。減額の主な要因ですが、基本的にはその事業が、全て完了したことによる執行残額の調整というふうな形でご理解をしていただければというふうに思います。それではよろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

報告第1号について説明がありましたが質疑はございませんでしょうか。

○北島委員

事業完了における減額が多いということだったんですがちょっと気になったのが社会教育費の中の公民館事業、やはりコロナでなかなか活動が低調だったのかなあとこの辺のところがその背景に読み取れるような気もするんですがその辺のところが事情をちょっと教えていただきたいのと、それから社会教育費のほうでもハートフル運動とかこの辺の減額もちょっと気になるところですので、所見をいただければなと思います。

○教育次長

ただいまご質問がありました公民館費の減額の中で、やはり委員ご指摘のとおり、自治公民館活動支援補助事業、これが1番の大きな原因、減額の要因となっております。748万1,000円のうち、230万飛んで5,000円、これの減額になっておりまして、年度当初から計画をした公民館事業はなかなか出来なかったということが実態ではないのかなというふうに思います。また、社会教育総務費ですが、学校家庭地域の連携協力推進事業、これが1番大きな減額の要因になっておりまして、154万2,000円の減額となっております。やはりこれも同様な形の当初計画をしていた事業が実施出来なかった。それに伴う減額というふうな形で理解をしていただければというふうに思います。

○北島委員

5類に移行した後ということではいろいろと活動も再開されてくると思うんですが、昨日たまたま、ある地区の行政区長さんが集まっていた会議がありまして数人なんですけども、今年是可以るように、9月の敬老会はできるようになるかなあとかまだ地域ではそんな感覚なんです。ぜひ、皆さん、教育委員会からも積極的な活動交流、と

いうものを進めていただければなと思います。一つ例を申し上げますと、我々高齢者施設のほうにはですね厚労省のほうから、面会ですとか交流を、もう今後推進してくださいという通達が来てます。どういうことかっていうと、今までは高齢者施設はもう完全に気をつけてってばっかりしか言われてなかったんですが、感染するリスクよりも、高齢者が交流がないことによって意欲が停滞する気力が停滞する体力がなくなるということのほうがリスクが高いということをはっきり国がもう認めてますので、どんどん元気に活動したほうが免疫力が高まると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○社会教育課長

ちょうど5月の連休明けに、自治公民館支援事業の対象地区になります西彼と西海で説明会をしまして、職員が行ったんですけどもそこからの報告を聞いたら、やはりこちらのほうから説明の中でも、ぜひコロナ明けということでいろいろな行事に取り組んでいただきたいということで、活発な質問なんかもあったと。ただ、幾らか少数意見ですね、市は今まで気をつけて気をつけてって言ったとおり何であんたたちは今せろせろと言うとかっていうような意見もあったんですが、もうすごく気にされてる方だったようですね、役所のほうからも、ぜひ皆さんの今、今後行事に積極的に取り組んでくださいということで、申請の相談もちよっと増えているような状況です。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第15「報告第1号 令和4年度教育費補正予算(第11号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：6月29日(木)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前10時40分閉会)